

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 19 年
審判事件総数	285 786	307 488	235 588	210 552	304 377	583 426
別表第一審判事件	281 958	304 396	232 354	205 798	297 148	569 132
後見開始の審判及びその取消し(別一1等) 5)	148	294	508	611	937	21 370
保佐開始の審判・取消しなど(別一17等) 5)	433	738	445	462	526	5 373
後見開始の審判・取消しなど(別一36等) 6)	2 598
後見人の未成年後見人の選任(別一3等) 5)	15 775	24 438	11 103	5 720	5 548	5 150
後見人の未成年後見人の辞任(別一70) 5) 7)	28	24	33	12
後見人の未成年後見人の解任(別一4等) 5)	123	261	184	163	159	1 045
後見人の未成年後見人の解任(別一5等) 5) 8)	59	111	56	36	57	372
後見人の財産目録の作成の期間の伸長(別一9等) 9)	4	1	-	2	6	70
後見人の権限行使についての定め及びその取消し(別一10等) 6)	362
居住用不動産の処分についての許可(別一11等) 6)	2 915
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一12等) 10)	5 931	25 060	16 101	10 523	16 105	12 236
郵便物等の配達の嘱託など(別一12の2) 10)
後見人等に対する報酬の付与(別一13等) 5)	1	5	8	11	37	11 237
後見人等に対する監督処分(別一14等) 5) 11)	3	8	602	482	423	53 070
第三者が子等に与えた財産の管理者選任等(別一15等) 5)	82	56	118	3	-	-
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長(別一16等) 5)	9	1	1	1	-	10
成年被後見人死亡後の事務(別一16の2) 10)
臨時保佐人等の選任(利益相反行為) 5)	2	10	15	6	9	118
不在者の財産の管理に関する処分(別一55) 12)	74	312	1 174	2 617	3 879	9 220
失踪の宣告及びその取消し(別一56等) 12)	1 433	1 792	2 890	3 013	2 280	2 609
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別一58) 12)
特別代理人の選任(嫡出否認)(別一59) 12)	1 081	196	10	19	5	2
子の氏の変更についての許可(別一60) 12)	40 887	44 501	40 779	69 907	137 132	180 797
養縁を断絶するについての許可(別一61) 12)	44 699	28 530	16 157	6 772	3 244	1 533
離縁を断絶するについての許可(別一62) 12)	1 814	1 629	1 616	1 442	1 618	2 728
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一63等) 13)	425
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びその取消し(別一67等) 14)	258	395	136	102	74	103
親権・管理権の辞任・回復(別一69) 14)	378	1 452	141	49	43	21
扶養義務の設定及びその取消し(別一84等) 15)
推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等) 16)
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分(別一88) 16)	35	-	2	2	7	3
相続の承認又は放棄の期間の伸長(別一89) 16)	2 405	3 846	1 839	828	835	4 597
相続財産の保存又は管理に関する処分(別一90) 16)	13	18	32	20	163	87
相続の限定承認又は放棄の取消し(別一91) 17)	48	67	34	98
相続の限定承認の申述受理(別一92) 17)	181	587	353	237	451	1 013
鑑定人選任(別一93等) 17)	5	13	26	18	39	100
相続財産の放棄の申述の受理(別一95) 17)	148 192	142 289	110 242	48 981	46 227	150 049
相続財産の放棄に関する処分(別一96) 17)	569	-	5	-	7	1
相続財産管理に関する処分(財産分離)(別一97) 17)	18	14	44	-	1	-
相続財産管理人選任等(相続人不明)(別一99) 17)	56	320	910	1 822	2 567	11 620
特別縁故者への相続財産の分与(別一101) 7)	189	358	369	932
遺言の執行の確認(別一102) 7)	147	141	133	95	110	99
遺言執行書の検認(別一103) 7)	367	640	971	1 870	3 301	13 309
遺言執行者の選任(別一104) 7)	133	225	397	767	887	1 912
遺言執行者に対する報酬の付与(別一105) 7)	-	4	8	18	45	176
遺言執行者の解任及び辞任(別一106等) 7)	11	10	25	43	50	124
遺言執行者の取消し(別一108) 7)	1	-	4	2	-	4
遺留分の放棄についての許可(別一110) 7)	364	433	759	1 035	1 271	1 093
任意後見契約に関する法律関係(別一111等) 6)	1 029
戸籍法による氏の変更についての許可(別一122) 26)	1 797	1 035	1 057	924	3 889	15 321
戸籍法による名の変更についての許可(別一122) 26)	9 276	10 492	12 143	10 410	9 362	7 594
就籍についての許可(別一123) 26)	623	7 456	1 005	415	272	170
戸籍簿の訂正についての許可(別一124) 26)	4 454	6 224	4 550	2 959	2 081	1 269
戸籍事件についての処分に対する不服(別一125) 26)	6	3	2	13	9	20
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件(別一126) 18)	284
児童福祉法28条1項の事件(別一127) 19)	...	6	9	22	12	247
児童福祉法28条2項の事件(別一128) 20)	58
生活保護法30条3項の事件(別一129) 21)	...	-	6	1	-	-
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一130) 21) 22)	...	297	5 429	32 897	53 012	44 543
破産法61条の事件(別一131等) 23)	...	-	-	-	-	-
破産法238条の事件(別一133) 24)	4
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項の事件(家審法134) 25)
子の懲戒に関する許可(その他)の処分(家審法甲9) 26)	17	1	-	-	-	-
禁治産者の入院等についての許可(家審法旧甲19) 27)	1	1	4	23	32	...

1) 昭和24年から平成24年の数値及び平成25年以降の家審法適用事件の数値は、家審法に対応する家事法上の分類及び事件名に計上している。ただし、事件名末尾に「(家審法〜)」とあるものを除く(本表以降の表の数値についても同様である。)

2) 「別表第一審判事件」のうち、その他77件、「別表第二審判事件」のうち、その他7件、「別表第二調停事件」のうち、その他の乙類事件306件を計上している。

3) 「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。

4) 「別表第一審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件、「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項1件を計上している。

5) 平成12年4月以降の事件名であり、平成12年については、4月以降の数値に対応する事件名の3月までの数値を合計したものを計上している。

6) 平成12年4月から計上している。

7) 昭和37年「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年7月から計上している。

8) 昭和30~37年6月は、職権に基づくものを計上していない。

9) 平成19年までは「後見人の財産目録の調製の期間の伸長」と称していた。

10) 平成28年10月から計上している。

新受件数—全家庭裁判所

20	21	22	23	24	25	26	27	28
596 945	621 316	633 337	636 757	672 683	734 228	730 609	784 084	835 716
581 593	603 999	614 823	617 022	650 529	714 197	710 563	764 357	816 218
22 702	23 148	25 016	26 022	28 600	28 208	27 686	27 708	26 971
6 055	6 707	7 915	8 725	9 835	10 531	11 289	11 903	12 373
2 781	3 088	3 450	3 371	3 711	3 806	3 998	4 003	3 942
5 717	6 328	6 847	7 591	8 898	10 846	14 932	19 971	16 047
13	8	15	10	8	11	10	19	7
1 319	2 058	1 824	2 010	2 577	3 714	6 342	10 921	11 935
431	443	480	582	883	971	1 095	876	658
73	109	103	103	186	246	249	270	275
351	468	468	564	2 166	3 729	7 031	11 057	10 322
3 412	3 771	4 418	4 998	5 851	6 589	6 700	7 169	7 511
11 498	12 056	11 907	12 058	11 699	11 039	10 617	9 534	9 163
...	327
16 205	20 777	26 099	34 098	45 091	58 918	76 420	101 088	123 609
56 993	56 720	46 218	40 475	43 448	81 995	93 658	109 252	141 220
2	2	1	-	-	3	-	2	-
23	34	28	23	32	46	62	58	63
...	349
136	134	125	172	170	167	174	129	124
8 944	9 504	8 769	8 233	8 358	8 194	8 605	7 840	8 138
2 675	2 668	2 913	2 659	2 568	2 798	2 519	2 596	2 323
...	1	-	-	-
3	4	2	2	-	8	5	2	-
179 506	182 799	186 206	173 196	175 597	173 624	165 898	169 346	161 462
1 439	1 314	1 239	1 134	1 132	1 061	1 080	1 051	1 075
2 585	2 415	2 464	2 394	2 498	2 455	2 365	2 393	2 184
395	418	426	425	508	596	625	621	661
139	110	147	119	239	315	274	267	316
22	30	28	49	25	32	17	15	35
...	1 171	348	101	82
...	227	239	199	209
7	6	7	2	8	1	2	2	1
5 045	5 658	6 150	7 014	6 694	6 838	7 028	7 399	7 210
88	80	83	107	124	162	247	342	451
82	87	89	98	105	106	126	86	68
897	978	880	889	833	830	770	759	753
71	46	78	84	76	68	82	77	66
148 526	156 419	160 293	166 463	169 300	172 936	182 082	189 296	197 656
1	1	2	-	2	3	4	2	3
-	-	1	-	2	2	2	2	2
12 382	12 883	14 069	15 676	16 751	17 869	18 447	18 615	19 811
913	952	935	1 010	1 128	1 097	1 136	1 043	1 068
115	104	176	91	119	136	146	144	116
13 632	13 963	14 996	15 113	16 014	16 708	16 843	16 888	17 205
2 015	2 043	2 144	2 277	2 426	2 509	2 527	2 530	2 539
199	218	284	315	432	418	449	425	485
138	167	156	168	204	131	184	188	155
4	5	1	4	11	3	5	6	7
988	1 056	1 110	1 068	1 036	1 154	1 181	1 176	1 180
1 200	1 470	1 498	1 745	2 085	2 547	2 865	3 428	3 895
15 221	15 295	15 215	14 579	15 212	14 868	14 219	14 002	13 316
7 714	7 332	7 289	6 997	7 465	7 055	6 720	7 062	6 341
181	178	202	186	190	209	156	160	143
1 164	1 097	1 008	1 061	992	908	936	887	837
10	25	9	20	45	41	17	20	19
440	466	537	639	742	786	831	877	902
199	202	237	235	300	276	279	254	269
125	92	129	98	123	130	143	150	160
-	-	-	-	-	-	-	-	-
46 816	48 052	50 112	52 042	54 012	55 086	10 872	107	128
-	-	-	1	-	-	-	-	-
1	4	6	8	9	8	10	16	21
...	7	19	19	9	11	16	23	30
-	-	-	-
...

- 11) 昭和30～37年6月は、職権に基づくものを計上していない。昭和32年までは「後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和33～38年は「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和39～平成11年は「後見監督処分」と称していた。
- 12) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2)」に計上している。
- 13) 昭和62年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、昭和63年1月から計上している。
- 14) 平成24年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、同年4月から「親権停止の審判及びその取消し」を計上している。また、平成23年までは「親権・管理権の喪失の宣告・取消し」と称していた。
- 15) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「扶養に関する処分(別29等)」に計上している。
- 16) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9)」に計上している。
- 17) 昭和37年6月までは「相続の限定承認の申述受理(別一92)」又は「相続の放棄の申述の受理(別一95)」に計上しているが、同年7月以降は本欄に計上している。
- 18) 平成16年7月から計上している。

第2表 家事審判・調停事件の事件別

事 件 1)	昭 和 24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	平 成 19 年
相続財産の管理人の選任(家審法甲28) 28)	93
戸籍届出の委託確認(家審法甲) 29)	...	474	90	5	-	-
別表第二審判事件	1 838	3 092	3 234	4 754	7 229	14 294
夫婦の同居・協力扶助(別二1)	44	104	107	88	31	36
婚姻費用の分担(別二2)	-	6	172	285	435	1 968
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	44	16	34	267	874	4 873
財産の分与に関する処分(別二4)	79	57	58	122	182	277
祭祀の承継者の指定(別二5等)	11	12	12	32	52	105
縁後者の親権者の指定(別二7) 7)	2	-	2	9
親権者の指定又は変更(別二8)	731	1 828	1 698	2 124	2 991	2 511
扶養に関する処分(別二9等)	476	358	364	892	1 339	1 258
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	251	475	681	834	1 035	1 948
寄与分を定める処分(別二14)	168	629
請求すべき按分割合に関する処分(別二15)	507
生活保護法77条2項の事件(別二16)	...	1	-	-	-	-
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2) 34)	2	-	1	-	-	-
推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9) 35)	200	228	104	109	120	173
破産法61条の事件(家審法乙) 36) 37)	...	-	-	-	-	-
その他の事件	1 990
調停事件総数	39 229	43 109	52 528	74 083	85 035	130 061
別表第二調停事件	8 160	8 450	11 160	17 097	26 434	55 609
夫婦の同居・協力扶助(別二1)	2 166	1 990	1 252	536	207	186
婚姻費用の分担(別二2)	114	23	836	1 339	1 739	10 544
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	510	53	242	2 016	7 855	22 524
財産の分与に関する処分(別二4)	1 946	482	270	504	804	1 204
祭祀の承継者の指定(別二5等)	12	14	21	35	73	147
縁後者の親権者の指定(別二7) 7)	3	-	2	6
親権者の指定又は変更(別二8)	314	1 188	2 698	5 196	8 457	8 896
扶養に関する処分(別二9等)	1 970	2 026	2 290	2 982	1 905	672
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	853	2 186	3 439	4 395	5 141	10 317
寄与分を定める処分(別二14)	154	675
請求すべき按分割合に関する処分(別二15)	336
生活保護法77条2項の事件(別二16)	...	1	-	-	-	-
夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2) 39)	108	4	7	8	-	-
推定相続人の廃除及びその取消し(家審法乙9) 39)	152	177	102	86	97	102
破産法61条の事件(家審法乙) 39) 40)	...	-	-	-	-	-
家事審判法附則に掲げる事項	15
別表第二以外の調停事件	31 069	34 659	41 368	56 986	58 601	74 452
婚姻中の夫・妻間の事件(別41)	11 818	13 961	22 735	39 578	43 853	57 522
婚姻外の男女間の事件(別42)	4 902	5 379	3 719	2 614	1 438	616
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料(別43)	1 991	2 092	1 587	1 417
親族間紛争(別44)	4 042	3 446	2 577	3 044
合意に相当する審判事項(別45)	2 515	3 966	4 811	5 311	4 373	4 501
離婚縁	1 348	1 303	1 075	1 230	1 381	1 210
その他	10 486	10 050	2 995	2 715	3 392	6 142

19) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの児童福祉法28条の事件は本欄に計上している。

20) 平成17年4月から計上している。

21) 昭和25年5月から法律施行により計上しているが、昭和25年は「その他の事件」に計上している。

22) 平成26年3月までは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件を計上していた。同法は、昭和63年7月から「精神衛生法」が「精神保健法」と、さらに、平成7年7月1日から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改題された。

23) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの破産法68条及び345条の事件は本欄に計上している。

24) 平成17年1月から計上している。

25) 平成21年3月から計上している。

26) 平成24年以降は計上していない。

27) 平成13年以降は計上していない。

28) 全て職権に基づくものであり、昭和30年以降は計上していない。

29) 昭和27年までは「その他の事件」に計上している。平成25年以降は計上していない。

30) 平成25年以降の「扶養義務の設定及びその取消し」は「扶養義務の設定及びその取消し(別一84等)」に計上している。

31) 平成25年から「遺産分割禁止の審判の取消し及びその変更」を計上している。また、平成24年までは「遺産の分割に関する処分」と称していた。

32) 昭和55年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の施行により、昭和56年1月から計上している。

33) 平成19年4月から計上している。

34) 平成25年から「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別一58)」に計上している。

35) 平成25年から「推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等)」に計上している。ただし、家審法適用事件は本欄に計上している。

36) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。

37) 平成25年から「破産法61条の事件(別一131等)」に計上している。

38) 昭和25年5月から法律の施行により計上しているが、昭和25、26年は「その他」に計上している。

39) 平成25年以降は計上していない。ただし、家審法適用事件を除く。

40) 昭和26年までは「その他」に計上している。平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。

41) 昭和37年までは「離婚」と称していた。

42) 昭和27年までは「婚姻子約不履行に基づく慰謝料」と、昭和28～36年は「婚姻子約(内縁)に関するもの」と称していた(いずれも婚姻外の男女関係の紛争及びその解消に基づく慰謝料の双方の事件を計上している。)

新受件数—全家庭裁判所(続き)

20	21	22	23	24	25	26	27	28
...
-	-	-	-	-
15 352	17 317	18 514	19 735	22 154	20 031	20 046	19 727	19 498
37	32	41	44	79	64	54	43	51
2 130	2 391	2 642	2 826	3 310	3 421	3 476	3 515	3 344
5 090	5 957	6 733	7 502	8 823	8 675	9 042	9 216	9 346
307	374	395	410	413	387	400	397	399
91	110	108	94	123	110	122	90	94
2	6	2	3	5	3	5	2	1
2 343	2 381	2 343	2 459	2 460	2 169	2 042	1 971	1 902
1 276	1 327	1 395	1 372	1 479	228	168	156	151
2 019	2 073	2 125	2 305	2 586	2 317	2 155	2 012	1 896
647	674	600	685	736	668	671	528	471
1 244	1 837	1 944	1 877	1 945	1 984	1 911	1 797	1 843
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	2
166	155	185	158	193	5	-	-	-
-	-	-	-	-
...
131 093	138 240	140 557	137 390	141 802	139 593	137 207	140 827	140 641
58 647	64 448	67 034	68 166	73 204	74 870	75 972	78 914	80 214
181	179	183	195	193	166	110	102	123
11 564	12 872	14 222	15 022	16 544	17 832	18 570	20 286	21 384
23 596	27 241	28 180	28 955	31 421	32 208	32 565	34 250	34 811
1 311	1 393	1 500	1 493	1 558	1 605	1 632	1 701	1 666
155	159	182	166	194	186	187	195	160
2	2	1	-	2	8	4	-	1
8 767	8 476	8 501	7 864	7 669	7 306	7 194	6 782	6 710
621	676	688	572	582	612	549	559	550
10 860	11 432	11 472	11 724	12 697	12 878	13 101	12 975	12 766
717	785	767	818	847	750	745	691	692
770	1 126	1 238	1 275	1 412	1 311	1 313	1 373	1 351
-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	1	-	-	1	-	-	-	-
103	106	100	82	84	8	1	-	-
-	-	-	-	-
...
72 446	73 792	73 523	69 224	68 598	64 723	61 235	61 913	60 427
55 935	57 389	57 362	53 625	53 427	50 581	47 685	48 764	47 717
581	554	507	483	455	398	318	313	227
1 339	1 100	1 095	1 013	879	784	706	656	613
3 049	2 874	3 002	2 858	2 828	2 527	2 384	2 429	2 234
4 335	4 417	4 353	4 259	4 270	4 146	4 029	3 828	3 763
1 285	1 226	1 378	1 248	1 284	1 208	1 245	1 170	1 245
5 922	6 232	5 826	5 738	5 455	5 079	4 868	4 753	4 628

43) 離婚に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「その他」に計上し、婚姻外の男女関係解消に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「婚姻外の男女間の事件」に計上している。

44) 昭和36年までは「その他」に計上している。

45) 平成24年までは「家審法23条に掲げる事項」と称していた。